

「令和3年度県民健康・栄養調査等業務」  
に係る委託契約書（案）

沖縄県 保健医療部  
健康長寿課

## 令和3年度県民健康・栄養調査等業務委託契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と、 \_\_\_\_\_  
（以下「乙」という。）は、令和3年度県民健康・栄養調査等業務の委託について、  
次のとおり契約を締結する。

（総則）

**第1条** 甲は、令和3年度県民健康・栄養調査等業務（以下「業務」という。）を乙  
に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、業務の実施にあたっては、別添「令和3年度県民健康・栄養調査等業務委託  
仕様書」（以下「仕様書」という。）に従い、これを誠実に遂行しなければならない。  
い。

3 前項の仕様書に定めのない細部については、甲乙協議して定めるものとする。

（信義誠実）

**第2条** 乙は、信義誠実の原則に従い、相互の信頼関係を維持し、誠実に業務を履行  
するものとする。

（委託期間）

**第3条** 委託期間は、この契約の締結の日から令和4年3月31日までとする。

（委託料）

**第4条** 甲は、業務に対する委託料として、金 \_\_\_\_\_ 円（うち消費税  
及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額 金 \_\_\_\_\_ 円）を乙に  
支払うものとする。

2 前項に規定する消費税等の額は、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律  
（平成6年法律第109号）第3条の規定による改正後の消費税法（昭和63年法律第  
108号）第28条第1項及び第29条、地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法  
律第111号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第72  
条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

**第5条** 沖縄県財務規則第101条に基づき、契約金額の100分の10とする。ただし、  
沖縄県財務規則第101条第2項各号の規定に該当するときは、免除とする。

（成果物の帰属）

**第6条** この契約の履行によって作成された報告書及びその他の成果（以下「成果  
物」という。）は、甲に帰属するものとする。

(再委託の制限)

第7条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできないものとする。ただし、本業務の履行のため合理的に必要な最小限の範囲で、事前に甲と協議し、その承諾を得た場合においてはこの限りではない。

2 前項の場合は、乙は、自らの責任で再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、甲の機密情報又は個人情報等を再委託先に提供し、これを利用させることができるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第8条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(事業主の責任)

第9条 乙は、業務の履行において、事業主としての財政上及び法律上のすべての責任を負うものとする。

2 乙は、業務に従事する要員に対し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものとする。乙からの再委託先に関しても同様とする。

(業務処理責任者等)

第10条 乙は、業務の処理について、業務処理責任者及び業務担当技術者を定め、甲に通知するものとする。業務処理責任者及び業務担当技術者を変更した場合も、同様とする。

2 業務処理責任者と業務担当技術者とは、これを兼ねることができる。

(契約の費用)

第11条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(著作権の使用)

第12条 乙は、業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件又は方法を使用するときは、必要な手続をとるなど、その使用に関して責任を負うものとする。

(機密保持)

第13条 甲及び乙は、相手方から開示を受けた機密情報（機密表示のあるものに限る、以下同じ）を善良なる管理者の注意をもって機密に保持するものとし、第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報として取り扱わないものとする。

- (1) 機密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
- (2) 機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
  - (4) 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- 2 甲及び乙は、相手方から機密情報の開示を受けた事実及びその存在の有無を第三者に開示又は漏洩してはならない。
- 3 甲及び乙は、機密情報を機密に保持するために合理的な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、前1項を除き、書面による甲の承諾なくして本契約に関連した知り得た機密情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が履行され、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取り扱い)

**第14条** 乙は、業務の処理上知り得た個人情報の取り扱いについて、別記に定める規程に従うものとする。

(委託業務の調査等)

- 第15条** 甲は、必要があると認められるときは、業務の処理状況について調査し、又は乙に対して所要の報告を求めることができる。
- 2 甲は、前項の規定による報告の結果、必要があると認めるときは、乙に対して適当な措置をとるべきことを指示することができる。

(業務の変更、中止等)

**第16条** 甲は、必要がある場合には業務の内容を変更し、若しくは業務を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、履行期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙事前に協議するものとする。

(検査及び引渡し)

- 第17条** 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく仕様書に基づく成果物、納品書及び委託業務完了届を提出し、その検査を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の委託業務完了届等の提出を受けたときは、速やかに検査を行うものとする。
- 3 乙は、前項の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担、指定期限内に補正して、甲の検査を受けなければならない。

(委託料の請求及び支払い)

- 第18条** 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に委託料の支払いを請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を乙に支払わなければならない。
- 3 甲は前2項の規定にかかわらず、乙の請求により必要があると認めるときは、3割を限度として概算払いすることができるものとする。

(著作権)

**第 19 条** 乙が、この委託業務により取得した著作権は、甲が継承するものとする。

(損害の負担)

**第 20 条** 業務の処理に当たって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(契約の解除)

**第 21 条** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責めに帰すべき事由により、この契約に違反したとき。
- (2) 乙がその責めに帰すべき事由により、委託期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

**第 22 条** 乙は、前条第 1 項の規定により、この契約が解除されたときは、委託料の 10 分の 10 に相当する額の損害賠償を甲に支払わなければならない。

2 乙は、業務の処理に関し乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により発生した損害については、この限りではない。

3 乙は、本契約に違反したことにより甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前 2 項の規定により賠償すべき損害額は、第 4 条の委託料相当額を限度として甲乙協議の上、定めるものとする。

5 乙は、業務の処理に関し乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてその賠償をしなければならない。

(納入期限の延長)

**第 23 条** 乙は、委託期間内に履行することができない事由が生じたときは、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。

(遅延違約金)

**第 24 条** 前条の規定による報告があった場合において、同項の事由が乙の責めに帰する場合であっても委託期間後に確実に履行される見込みがあると認めるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して相当と認める日数の延長を認めることができる。

2 前項の遅延違約金の額は、委託期間の翌日から納入した日までの日数に応じ、委託料に年 2.5 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、天災、地変その他の乙の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

3 前項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を参入しない。

(暴力団等の排除)

**第 25 条** 甲は、次項第 1 号の意見を聞いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第 2 条 1 号に規定する暴力団

(2) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第 2 条 2 号に規定する暴力団員

2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

3 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(協議)

**第 26 条** この契約書の各条項若しくは仕様書の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書に定めのない事項については、甲と乙の双方が信義誠実の原則に従った協議の上、これを解決し、書面により確認を行うものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 3 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県知事 玉城 康裕

乙